

よくあるご質問

Q もうすぐ75歳になります。手続きは必要ですか。

A 手続きは不要です。75歳になる約半月前に被保険者証を簡易書留で郵送します。

Q 被保険者証を紛失してしまいました。再発行はできますか。

A 本人確認書類をご持参のうえ、申請により再発行できます。保険年金課（市役所18番窓口）・朝霞駅前出張所・朝霞台出張所・内間木支所で手続きができます。

なお、保険年金課以外では即日発行はできません。後日、郵送となります。

Q 病院から「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「限度額適用認定証」を持ってくるように言われました。どのような手続きが必要ですか。

A 保険年金課（市役所18番窓口）で申請することで発行されます。ただし、所得区分によって発行の対象外の方がいますので、お電話でお問い合わせください。

※世帯に住民税課税者がいる場合または、年収約1,160万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる場合は対象外となります。

※支所・出張所では申請できません。

Q 「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「限度額適用認定証」の有効期限が7月31日で切れますが、更新の手続きは必要ですか。

A 更新手続きの必要はありません。8月以降も認定証の対象者には、新たな認定証を市から7月中旬に送付いたします。

なお、該当しない場合は送付いたしません。

Q 後期高齢者になったら負担割合が3割になりました。なぜですか。

A 前年中の所得に応じて1割か3割を判定しています。住民税課税所得が145万円以上の方が3割負担となります。

※世帯に課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者が一人でもいる場合は、同じ世帯のすべての被保険者が3割負担となります。

Q 後期高齢者医療保険料を特別徴収（年金天引き）にしてほしい。

A 年度途中に被保険者の資格を取得した方や朝霞市に転入された方は、当初からの特別徴収はできません。要件が整い次第、自動的に特別徴収に移行します。また、所得により特別徴収にならない場合もあります。その場合は、納入通知書を送付しますので、納付書にて納付をお願いします。

Q 国民健康保険税の納付は口座振替だったので、後期高齢者医療保険料も同じ口座から引落しにして欲しい。

A 改めて口座振替の手続きをお願いします。制度が異なるため、国民健康保険の口座情報は引き継ぐことができません。

Q 口座振替の手続きをしたいのですが、どうすればいいですか。

A 口座振替の手続きは、75歳年齢到達時の被保険者証または納入通知書の送付時に同封の口座振替依頼書でお申し込みいただくか、市役所または金融機関に備え置きの口座振替依頼書にてお申し込みください。なお、お申し込みから最初の引き落としまでに、1か月程度かかりますので、余裕をもってお申し込みください。

Q 確定申告に使うので後期高齢者医療保険料の納付額証明書が欲しい。

A 特別徴収分…年金機構から源泉徴収票が1月中旬ごろ発送されます。
普通徴収分…市役所から納付済額確認書を1月下旬ごろに発送します。

Q 確定申告に使うので医療費通知が欲しい。

A 埼玉県後期高齢者医療広域連合から発送されます。

【例】令和元年度の場合

令和元年8月発送分	平成30年11月～平成31年3月診療分
令和元年11月発送分	平成31年4月～令和元年7月診療分
令和2年2月発送分	令和元年8月～令和元年10月診療分

Q 高額な医療費を支払ったのですが、払い戻しは受けられますか。
(高額療養費について)

A 1か月(同じ月内)に医療機関に支払った医療費の自己負担額(食事代等は含まない。)が、定められた自己負担限度額を超えた場合に高額療養費が支給されます。初めての高額療養費支給対象者には診療月の3か月後以降に支給申請書が送付されますので、必要事項を記入のうえ、保険年金課高齢者医療係にご提出ください。

なお、2回目以降の高額療養費の支給は、初回と同じ口座に自動的に振込みをいたしますので、改めて手続きは必要ありません。

Q 健康診査の受診券を紛失してしまいました。再発行できますか。

A できます。本人確認書類を持参して来庁された方は、即日発行ができます。なお、お電話もしくは本人確認書類がない方は登録されている住所に郵送となります。

◆◆◆申請には次の本人確認書類が必要です◆◆◆

顔写真付きの公的身分証明書はいずれか1つ

- 運転免許証
- パスポート
- 障害者手帳
- 住民基本台帳カード
- マイナンバーカード
- 在留カード 等

顔写真なしの公的身分証明書はいずれか2つ(組み合わせは自由)

- 後期高齢者医療被保険者証
- 介護保険証
- 年金手帳・年金証書
- 官公庁が発行した書類
- 金融機関の通帳・カード
- 住民票 等

注1 代理申請の場合は、被保険者の本人確認書類及び代理人の本人確認書類の両方が必要です。

注2 代理人がご家族の方や成年後見人又は補佐人以外の場合、被保険者証や認定証等の発行は、登録されている住所に郵送となります。